

令和3年度第1回亀岡市文化財保護委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年12月16日(木) 10時～12時
- 2 場 所 亀岡市文化資料館3階 研修室
宗教法人 光忠寺
- 3 委 員 安 藤 信 策 会 長
大 場 修 副会長
田 中 智 子 委 員
野 原 通 夫 委 員
深 町 加津枝 委 員 ※オンライン参加
山 下 ひろ子 委 員
- 4 欠 席 者 鵜 島 三 壽 委 員
豊 田 知 八 委 員
藤 井 健 三 委 員
松 岡 久美子 委 員
- 5 事 務 局 神 先 宏 彰 (亀岡市教育委員会 教育長)
片 山 久仁彦 (亀岡市教育部長)
岩 崎 盛 雄 (歴史文化財課 課長兼文化財係長)
土 井 孝 則 (歴史文化財課 主幹)
八 木 めぐみ (歴史文化財課 資料館企画係長)
飛鳥井 拓 (歴史文化財課 文化財係 主査)
大 西 文 挙 (歴史文化財課 文化財係 主事)

6 協議会の概要

- 開会
- 教育長あいさつ
- 亀岡市指定文化財の諮問について
- 現地確認
 - ・ 亀山藩主形原松平家墓所 (光忠寺)
 - ・ 絹本著色仏涅槃図 (光忠寺)
- 閉会

◆教育長から文化財保護委員会安藤信策会長へ亀岡市指定文化財について諮問を行った。

◆諮問後保護委員及び事務局で光忠寺にて現地確認を行った。

◆現地確認後、指定文化財候補について協議を行った。

委 員：指定理由書について、墓所の説明が書いてあるが補足資料が他にあるのか、また今後補足資料を作成するのか。

事 務 局：今ある資料がすべてである。他に必要であれば追加で作成する。

委 員：一般の方には墓石の形の特徴等が分からないこともあると思うため、特徴等を記載するのが良いと思う。

委 員：墓所の調書について、調書内では藩主の墓石のみ図面や説明がしてある。しかし、墓所内には灯籠や地蔵等が設置してあるが、それらについても指定の対象になるのか。

委 員：史跡という指定の構成要素としては、墓石や灯籠、門なども含まれるのか。

事 務 局：亀岡市指定文化財指定（選定）の基準の史跡の選定基準に「墳墓及び碑」となっているため灯籠や門は構成要素に含まれない。

委 員：形原松平家の初代から5代までは愛知県蒲郡市にあり、亀岡市には6代以降の方の墓所が並んでいるが、この墓地は信岑公（11代）が丹波篠山藩から亀山藩に移った寛延元年（1748年）以降に開かれている。信岑公以前の墓所についてどのように理解すればよいか。

事 務 局：信岑公が丹波篠山藩から亀山藩に移封された際に移築したものである。

委 員：丹波篠山のどこにあったかわかっているのか。

事 務 局：丹波篠山の光忠寺にあったと聞いているが、その光忠寺の場所までは把握していない。

委 員：現在も丹波篠山に光忠寺は現存しているのか。

事 務 局：わからないため、調べます。

◆「形原松平家墓所」について質問等がなかったため「仏涅槃図」の協議へ移行した。

委 員：調書の中で名称に「絹本『著』色」とあるが説明文では「絹本『着』色」とある。1つの資料の中で違う漢字が使われているのはなぜか。

事 務 局：京都府全体として文化財名称の際には『著』を使用し、説明文では『着』を使用するのが通例となっている。今後どちらか一方で統一するか、このまま通例どおり使用するか検討したい。

委 員：以前に「仏涅槃図」に截金が施されていると説明を受けた。現地確認の際に良い状態で残っていると感じた。そのため。調書にも截金についての記載を入れてみてはどうか。

事 務 局：調書に截金の説明を追加する。

委 員：南北朝時代まで遡ると断定的に記載しているが、表現方法としてはこのままで良いのか。「遡りうる」などとすると指定文書との整合性がつくと思うがどうか。

事 務 局：確かに断定しない方が良いのかもしれない。松岡委員に相談したい。

委 員：金輪寺と極楽寺が古例の類例として挙げられているが、これらと比較したいため示してもらいたい。

事 務 局：金輪寺の涅槃図は鎌倉時代に製作されたと考えられており、国の重要文化財に指定され、

京都国立博物館に寄託をされている。極楽寺の涅槃図については、製作時期が南北朝時代まで遡りうると考えられており2年前に京都府指定を受けている。光忠寺の涅槃図については、鼠にたべられた跡などを修理し、できる限り元の状態に戻すことができればより上位の指定を目指すことができると考えている。

委員：室町時代ではなく南北朝時代と記載しているのはなぜか。

事務局：事前の調査成果から、南北朝時代により限定できると考えられるため南北朝時代に改めた。

委員：現地確認している際に安藤会長から猫が描かれているという発言があったが、涅槃図に何が描かれているかということも1つの特徴であると思うため、説明文に追加してはどうか。

事務局：調書の中では、あくまで年代確定のための要素について記載をしており、描かれている動物等で製作年代が確定するものではないため記載していない。しかし、描かれている内容についてもこの涅槃図を語るうえでの特徴であるため追記したい。

委員：これから修理に出すのか。

事務局：修理事業は来年度からと聞いている。

委員：修理に際して亀岡市から補助金が出るのか。

事務局：亀岡市の補助金の制度上、京都府の補助金の随伴でしか出せないため、今年度に京都府の暫定登録文化財にも登録される可能性があるため、補助金等を受けて修理することができる見込みである。助成金についても内定を受けている。

◆協議内容をまとめ、答申を作成することとし文化財保護委員会を閉会した。